

Title	東西ドイツの統一と金融再編
Sub Title	German unification and change in German banking
Author	相沢, 幸悦
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1992
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.4 (1992. 1) ,p.783(41)- 798(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19920101-0041
Abstract	
Notes	小特集：経済学会コンファレンス：金融システムの国際比較
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19920101-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19920101-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 東西ドイツの統一と金融再編

相 沢 幸 悦

はじめに

### I 東西ドイツの統一

- 1 「ベルリンの壁」の開放
- 2 経済・通貨統合の具体化
- 3 経済・通貨統合の実施
- 4 ドイツ連邦銀行の権限
- 5 ドイツ統一への道

### II ドイツの金融制度

- 1 ドイツの信用制度法
- 2 主要銀行グループ  
信用銀行 貯蓄銀行 信用協同組合 専門銀行 郵便振替・貯蓄局 中央銀行
- 3 銀行間競争の激化
- 4 アルフィナンツ

### III 大銀行の旧東ドイツ・欧州戦略

- 1 旧東ドイツの銀行制度改革
- 2 旧西ドイツ大手銀行の旧東ドイツ戦略  
ドイツ銀行 ドレスナー銀行 コメルツ銀行 貯蓄銀行中央振替銀行
- 3 旧西ドイツ大手銀行の最近の欧州戦略

むすびにかえて

### はじめに

旧東ドイツの経済悪化はきわめて深刻である。1991年10月の完全失業者は105万人で失業率は11.9%となった。また、操業短縮労働者は同年3月に200万人を突破した。その後減少傾向にあるとはいえ、10月現在で依然として120万人の操業短縮労働者が存在している。

なぜ、このような深刻な事態を生じたのか。理由は簡単である。旧東ドイツ企業の生産性は、旧西ドイツ企業の三分の一以下であったといわれている。「自由競争」を前提とすれば、旧東ドイツ企業のほとんどが倒産するのは「経済法則」である。生産性の低い企業を温存することは経済的にはマイナスである。極論すれば、競争力のない企業をすべて整理し、最新鋭の設備を装備していくことこそ旧東ドイツ経済復興の道である。

現段階の経済の悪化は、旧東ドイツ経済の「リストラクチャリング」の過程である。いずれ、旧東ドイツ地域の経済復興が行なわれ、市民の生活水準が向上していくことは明らかである。この復

興過程において、ドイツの銀行は大きな役割を果たしている（東西ドイツの統一と経済問題について詳しくは、拙著『大ドイツ経済圏の台頭』東洋経済新報社、1991年、を参照されたい）。

したがって、本報告では東西ドイツ統一の過程と旧西ドイツの金融制度の特徴をみた上でドイツにおける銀行の金融業務拡大と金融再編の状況、そして、旧西ドイツ金融機関の旧東ドイツでの業務展開についてみてみることにしよう。

## I 東西ドイツの統一

### 1. 「ベルリンの壁」の開放

1989年11月までは、誰もが今世紀中には不可能と思っていたことが現実化した。東西ドイツの統一がそれである。11月9日の「ベルリンの壁」の開放以降、1990年7月1日、経済・通貨統合が行なわれ、10月3日、東西ドイツが統一された。この11か月間というのは、まさに、数十年の世界史の動きが集約されたような期間であった。

「ベルリンの壁」の開放によって、東西ドイツの統一は現実的なものとなったが、その実現には多くの問題があった。しかし、事態は予想を上回る速度で進展し、「ベルリンの壁」の開放後わずか8か月で通貨統合が実現した。この過程を具体的にみてみることにしよう。

旧西ドイツのコール首相は、1989年11月28日の連邦議会に、ドイツ再統一のための10項目のドイツ政策綱領を提出し、

- ① 憲法改正と自由選挙によって東ドイツの自決権の実現を図る、
- ② 経済、交通、環境保護のための合同委員会の設置などにより国家連合段階に入る、
- ③ ドイツ統一の回復を究極目標とする、

という三段階の提案を発表し、旧東ドイツに検討を呼びかけた。

1989年12月19日、東西ドイツ首脳会談が行なわれ、東西ドイツが「条約共同体」として実質的な国家連合に踏み出すことを宣言した。

こうした中で、ドイツ統一が具体化していった背景には、ソ連の対応が明確化してきたことが大きく介在している。ゴルバチョフ旧ソ連最高会議議長は、従来、ドイツの「統一問題は現実的な政治問題になっていない」として事実上反対の姿勢をとってきたが、1990年1月30日、ドイツ統一について「原則として誰もそれを疑わしいこととは考えていない」と述べ、ドイツ統一を容認する発言を行なった。この時点から、圧倒的な国民の要求もあってドイツ統一問題は一気に現実のものになっていった。

1990年2月1日、モドロウ旧東ドイツ首相は、四段階のドイツ統一構想を発表した。この提案は先のコール首相の10項目綱領の内容と同じであるが、軍事的中立化を前提としている点、旧両独の対等な立場での統一を目指すという点で異なっていた。

## 2. 経済・通貨統合の具体化

そうこうしているうちに、旧西ドイツの通貨を旧東ドイツでも流通させようとする「東西ドイツ通貨統合」の声が急速に高まってきた。その背景には、

- ① 旧東ドイツから旧西ドイツへの流民がますます増加していること、
- ② 3月の旧東ドイツの総選挙をひかえて、各政党がドイツ統一についての具体的な政策を提示する必要に迫られたこと、
- ③ 時間のかかる政治統合に先立って、旧東西ドイツの経済の一体化を図ることが旧東ドイツの改革を成功させ、ドイツの統一につながる、という認識で旧東西ドイツが一致したことがあげられる。

このドイツ経済・通貨同盟構想が具体性を帯びてきたのは、「通貨統合を語るのは時期尚早である」として反対の意向を表明していたベール・ドイツ連邦銀行総裁が、「経済・通貨同盟は歴史的な決定であり、ドイツ連邦銀行は旧西ドイツ政府の提案に忠誠な立場をとる」と柔軟な姿勢をみせたことによるものである。

かくして、すべては3月18日に行なわれる旧東ドイツの総選挙の結果次第ということになった。はたせるかな、やはり保守・ドイツ連合の圧勝に終わった。この総選挙では、早期にドイツの統一を実現すべきであるという結果が出たことになる。その後、経済・通貨統合を手始めとするドイツの統一問題が一層現実化していくことになった。解決すべき課題は、ひとつは、経済・通貨統合の具体化、ひとつは、6か国会議での国境問題や軍事同盟帰属問題の決着、その全欧安保協力会議での同意、などであった。

ところで、コール旧西ドイツ首相は旧東ドイツの総選挙中に旧西ドイツ・マルクと旧東ドイツ・マルクの交換比率を一对一とすることを公約した。しかし、この公約は旧東ドイツの総選挙後、経済の実態に合わせて次第に変化していくことになった。

1990年4月2日、ドイツ連邦銀行は、ドイツの経済・通貨統合で旧東ドイツ・マルクを廃止してドイツ・マルク（旧西ドイツ、統一ドイツの通貨）を旧東ドイツ通貨として採用する際の交換規則について、旧西ドイツ政府の依頼を受けてまとめた理事会提案を公表した。ここで一人当たり2,000旧東ドイツ・マルクの銀行預金残高まで一对一の割合で交換するということが提案された。

## 3. 経済・通貨統合の実施

1990年5月2日、旧東西ドイツ政府は統一に先駆けて実施する経済・通貨統合について最終的に合意した。そして、その線にそって、1990年5月18日、「東西ドイツの通貨・経済・社会保障同盟創設に関する国家条約（第一国家条約）」が調印された。かくして、ドイツ統一の第一段階である経済・通貨統合が7月1日に実施されることになった。この条約のうち経済・通貨統合に関する部分の概要は以下の通りである。

- ① 東西ドイツは、1990年7月1日以降、統一的通貨地域と共通通貨としてドイツ・マルクを持

つ通貨同盟を形成する。それにともなって、ドイツ・マルクの唯一の発券銀行であるドイツ連邦銀行の金融政策上の責任は、全通貨地域に拡大される。

② 賃金、奨学金、家賃、地代、および年金は一对一の交換比率を適用する。賃金は1990年5月1日現在の額とする。それ以外の債権・債務関係の精算には二対一の交換比率を適用する。

③ 東ドイツの居住者の現金および預貯金については、14歳以下の人については2,000 東ドイツ・マルク、15歳から59歳までは4,000 東ドイツ・マルク、60歳以上については6,000 東ドイツ・マルクを限度に一对一で交換する。それぞれの限度を超過額については二対一とする。

④ 1989年12月31日現在、東ドイツ外に住所、所在地がある個人または法人、事業所の預金は二対一で交換する。

⑤ 1989年12月31日以降成立した個人あるいは事業所の預金は三対一で交換する。

この「第一国家条約」の批准と同時に、旧両独の国会で対ポーランド国境確定宣言が決議され、領土問題についての国内的な決着がはかられた。

経済・通貨統合は7月1日に比較的平穏に実施されたが、それにひきかえ、ドイツの統一それ自体には多くの困難がともなっていた。ドイツの統一にとって最大の問題は、旧東西ドイツにまたがる北大西洋条約機構(NATO)とワルシャワ条約機構というふたつの軍事同盟をどのように取り扱うかということであった。

#### 4. ドイツ連邦銀行の権限

「第一国家条約」は、ドイツ連邦銀行の権限について次のように言及している。

① 通貨同盟の設立に伴って、ドイツ・マルクの唯一の発券銀行であるドイツ連邦銀行の金融政策上の責任は全通貨領域に拡大される。

② 通貨価値の安定を保証するために、双方はインフレを防止すると同時に、東ドイツ企業の競争力を強化する通貨交換方式を選択する。

③ 通貨価値を安定させるために、ドイツ連邦銀行は「ドイツ連邦銀行法」第12条に基づいて、東西ドイツ政府から独立した通貨供給と信用供与を全通貨領域で行なう。

④ 通貨コントロールの前提は、東ドイツが私的経済の原則に基づいて民間・協同組合・公法上の金融機関が競争する商業銀行制度、自由な金融・資本市場、金融市場での自由な金利形成などを構築することである。

⑤ ドイツ連邦銀行はこの条約と「ドイツ連邦銀行法」によって付与された権限を全通貨領域で行使する。ドイツ連邦銀行はこの目的を達成するために東ドイツに15までの支店を持つ暫定的な管理機関をベルリンに設立する。支店は東ドイツ国立銀行の営業事務所を使用する。

以上がドイツ連邦銀行の権限であるが、この経済・通貨統合の実施に際して、その最大の使命はインフレの発現を極力回避するということであった。

コール旧西ドイツ首相は旧東ドイツの総選挙中に、ドイツ・マルクと旧東ドイツ・マルクの交換

比率を一对一とするという公約を行なったが、1990年4月2日のドイツ連邦銀行の提案が「物価安定に対する責任がとれる」ギリギリの線であった。しかし、一对一の交換を認める個人の預金の限度額は、その後、政治的な妥協の所産として引き上げられ、年齢に応じて、2,000, 4,000, 6,000マルクの三段階とされ、この結果、実効交換比率は1.83対1となった。とはいえ、この実効交換比率は当初想定された1.9対1にかなり近い数値であり、ドイツ連邦銀行のインフレの防止という要望は一応は受け入れられたものであるといえよう。

ドイツ連邦銀行は、経済・通貨統合に際してインフレの発現を抑えることには成功したが、その後、旧東ドイツ企業の倒産と失業問題が一気に深刻化することになった。

## 5. ドイツ統一への道

1990年5月5日、東西ドイツ統一問題を討議する第1回の6か国(米英仏独ソ、そして旧両独)会談がボンで開催された。ここでは、統一ドイツの軍事同盟帰属問題、対ポーランド国境問題などについて討議された。第2回は6月に旧東ベルリンで、第3回は7月にパリで(国境問題の討議のためポーランド外相を招聘)、第4回はモスクワで開催されることになった。6月22日、第2回6か国会議が開かれ、統一ドイツの対ポーランド国境確定問題やベルリンの占領終結などで基本合意した。かくして7月1日、経済・通貨統合が実施され、最終目標である国家統一に向けて第一歩が踏み出された。

7月6日から旧両独政府は、「東西ドイツ政治・法律・環境同盟に関する国家条約(第二国家条約)」調印についての交渉を開始した。

7月16日、独ソ首脳会談後の記者会見において、ゴルバチョフ旧ソ連大統領は「われわれが好むと好まざるとにかかわらず、統一ドイツはNATOに帰属する時がやってくるだろう」と事実上統一ドイツのNATOへの帰属を受け入れる意向を示した。

そして、ついに8月22日、旧東ドイツ人民議会は10月3日に、旧西ドイツ基本法第23条に基づいて旧東ドイツを旧西ドイツに編入させることを可決した。編入の時期は基本法の下に入る旧東ドイツ側が決定することになっており、これによってドイツ統一の日が確定することになったのである。9月12日、第4回の6か国外相会議がモスクワで開催された。ここで、ドイツ統一の国際的枠組みが取り決められた。この外相会議では、

- ① 統一ドイツの軍事同盟の帰属問題、
- ② 国境問題、
- ③ 形式上4か国の共同管理下にあるベルリンの地位について、
- ④ 4か国の権利解消について、

討議された。この外相会議で東西ドイツの統一は国際的に承認された。そして、9月20・21日に旧西ドイツ議会において「第二国家条約」が批准され、ここに東西ドイツの統一が最終的に確定した。

10月2日、旧東ベルリンの国立劇場で旧東ドイツ政府と旧人民議会主催のお別れ会が開催され、ベートーベンの交響曲第9番の演奏で旧東ドイツ国家40年余の幕が閉じられた。そして、10月3日

ついに東西ドイツが統一された。

## II ドイツの金融制度

### 1. ドイツの信用制度法

ドイツの「信用制度法」によれば、銀行は、以下の業務を行なうことができる。

- ① 利子の支払いの有無を問わず、他人の金銭の預金としての受け入れ（預金業務）。
- ② 金銭の貸し付けおよび手形引受けの信用の供与（信用業務）。
- ③ 手形および小切手の買い入れ（割引業務）。
- ④ 他人のための有価証券の購入および売却（証券業務）。
- ⑤ 他人のための有価証券の保管および管理（証券寄託業務）。
- ⑥ 「投資会社法」第1条に定める業務（投資業務）。
- ⑦ 貸付け債権を満期前に取得する義務の引受け。
- ⑧ 他人のための保証の引受け（保証業務）。
- ⑨ 振替勘定取引および決済取引の実行（振り替え業務）。

以上が、銀行の営むことのできる銀行業務であるが、さらに、連邦大蔵大臣は、取引通念上、「信用制度法」において追求する監督目的を考慮して正当である場合には、ドイツ連邦銀行の意見を聞いた後、命令（Rechtsverordnung）により上記以外の業務を銀行業務と定めることができるが、この命令によって、証券ディーリング業務、貴金属の売買、外国為替の売買、金融債の発行などが認められている。

これらすべての業務を営むのがユニバーサル・バンクであるが、これには、信用銀行（Kreditbanken）、貯蓄銀行（Sparkassen）、信用協同組合（Kreditgenossenschaften）が分類される。従来、これらの銀行グループは、信用銀行とりわけ大銀行は大企業との企業金融、貯蓄銀行は貯蓄預金の収集と住宅・自治体貸付け、信用協同組合は中小企業・農業貸付け、というように棲み分けがあったが、1967年の金利の自由化、1970年代以降の金融の国際化の進展などによって、グループ間での競争が激化し、それぞれのグループの業務内容が表面的には似かよったものになってきた（旧西ドイツの金融制度については、拙著『西ドイツの金融市場と構造』東洋経済新報社、昭和63年、を参照されたい）。

### 2. 主要銀行グループ

#### 信用銀行

ドイツでは、民間の商業銀行は、ユニバーサル・バンキングを行なうので信用銀行と呼ばれている。信用銀行は、短期のみならず中長期の預金の受け入れと貸付を行ない、金融債の発行も可能であり、同時に、証券業務全般、国際業務、投資信託業務などを行なう典型的なユニバーサル・バンクである。その中心を構成しているのが、大銀行（ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行）であ

る。しかし、銀行間競争の結果、表にみられるように、三大銀行の使用総資本シェアは1950年の19.4%から90年には9.6%に低下している。

ユニバーサル・バンクは、広範な金融業務を手掛けることができるが、近年、生命保険業務への参入をはじめとして金融業務の拡大をはかっている。アルフィナンツというのがそれである。これについては、次項で言及する。

### 貯蓄銀行

このグループは、三層構造からなり独自の資金集中・振替機構を形成している。基礎を構成している貯蓄銀行は、ほとんどが公法上の金融機関（自治体が保証人となっている）で、公衆からの貯蓄性預金の受け入れ、住宅抵当貸付や自治体貸付を主要業務としている。しかし、銀行間の競争の激化にともなって銀行数は減少する傾向にある。ちなみに、旧東ドイツの貯蓄銀行数は1990年末で197行である。

中層に位置するのが中央振替銀行（Girozentralen）である。各州の貯蓄銀行の中央機関の役割を果たし、傘下の貯蓄銀行の流動性準備資産を保有し、振替・決済機関として活動している。大銀行と熾烈な競争を展開しているのは、この中央振替銀行のうち大手の銀行である。そして、ECの市場統合にともなう国際競争の激化の下で、中央振替銀行の合併の議論が活発化してきている。というのは、各州ごとに中央振替銀行がある現状では、グループとしての意思決定に手間取ると同時に、競争上非効率的だからである。

しかし、西ドイツ銀行やバイエルン中央銀行など有力行は合併再編に反対の意向を示しているといわれている。したがって、最終的には、北部、中部、南部地域の三行に集約され、東部ドイツ地域にも新たに中央振替銀行が設立されるという方向に進むものと思われる。

### 信用協同組合

従来、中小企業・農民向け金融機関という性格上、要求払い預金の受け入れ、一年以下の当座貸越や貸付、手形割引の比重が高かった。1974年の法改正で組合員以外との取引が認められると同時に、中長期の預金の受け入れ・貸付が増加し、証券業務、国際業務も手掛けるようになってきた。このグループも三層構造からなっている。ちなみに、旧東ドイツの信用協同組合数は90年末現在で375行である。

中層に位置する中央振替銀行（Genossenschaftliche Zentralbanken）は貯蓄銀行と違ってそれほど活発な業務を展開せず、資金集中機構と清算・振替機構の中継点の役割に徹しているようである。したがって、集中が進み銀行数は、1957年の19行から90年にはわずか4行に減少している。

頂点に立つドイツ信用協同組合中央振替銀行（DG Bank Deutsche Genossenschaftsbank）は、銀行業務、証券業務全般、国際業務などを活発に行ない、他のユニバーサル・バンク・グループと熾烈な競争を展開している。

### 専門銀行

ドイツには、ユニバーサル・バンクの他に、いくつかの専門銀行がある。主要なものとして、不



表 銀行数と使用総資本の推移

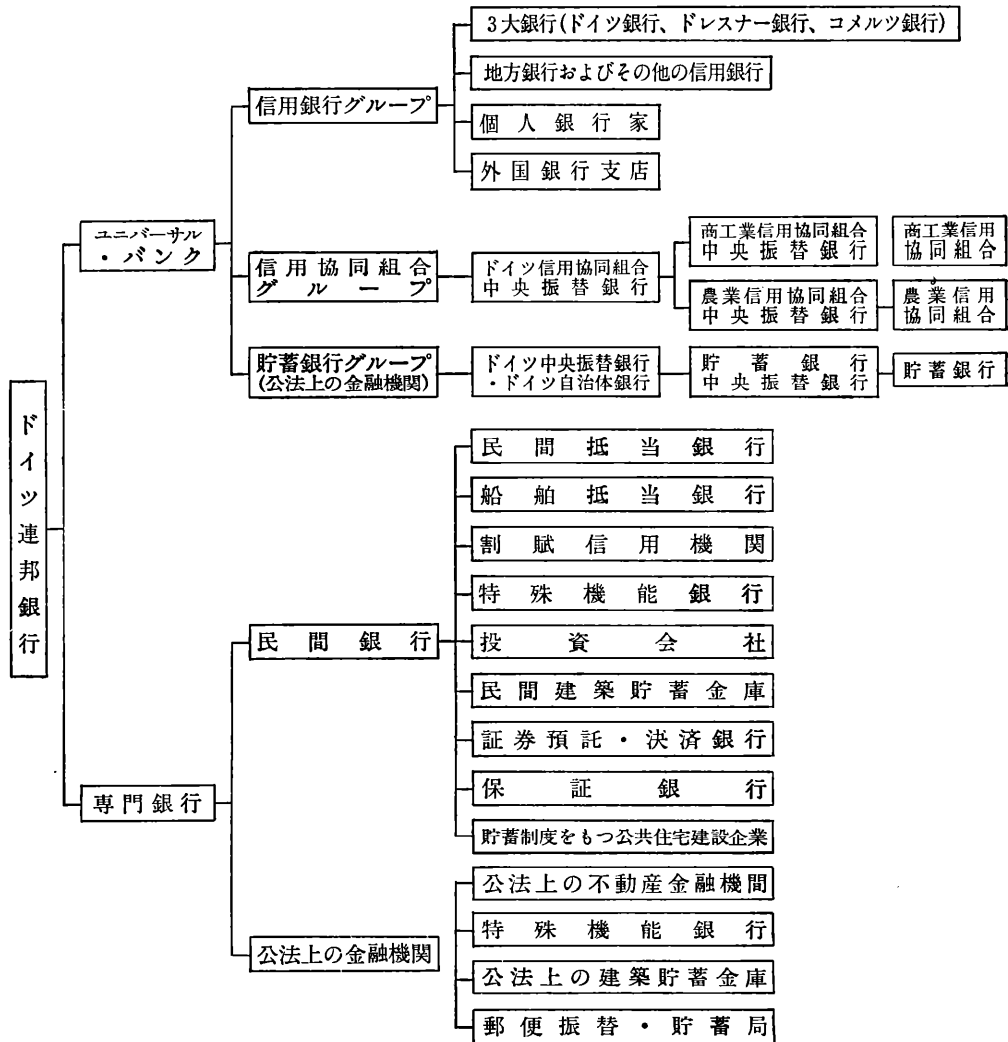
(単位：億マルク、カッコ内%)

	全銀行グループ			3大銀行		地方銀行 および その他の 信用銀行		外国銀行 支店		個人 銀行家		貯蓄銀行グループ		信用協同組合 グループ			抵当銀行 グループ		民間 抵当銀行		公法上の 不動産 金融機関		割賦 信用機関		特殊機能 銀行 グループ		郵便振替 ・貯蓄局		
	銀行 グループ	信用銀行 グループ		3大銀行	地方銀行 および その他の 信用銀行	外国銀行 支店	個人 銀行家	中 振替銀行	中 貯蓄銀行	中 振替銀行	中 貯蓄銀行	中央 振替銀行	中央 貯蓄銀行	中央 振替銀行	中央 貯蓄銀行	中央 振替銀行	中央 貯蓄銀行	中央 振替銀行	中央 貯蓄銀行	中央 振替銀行	中央 貯蓄銀行	中央 振替銀行	中央 貯蓄銀行	中央 振替銀行	中央 貯蓄銀行	中央 振替銀行	中央 貯蓄銀行	中央 振替銀行	
旧西ドイツ	391 (100)	144 (36.8)	76 (19.4)	49 (12.5)	—	—	18 (4.6)	45 (11.5)	80 (20.5)	15 (3.8)	26 (6.6)	23 (5.9)	11 (2.8)	12 (3.1)	3 (0.8)	45 (11.5)	11 (2.8)	11 (2.8)	3 (0.8)	3 (0.8)	12 (3.1)	12 (3.1)	3 (0.8)	3 (0.8)	45 (11.5)	45 (11.5)	11 (2.8)	11 (2.8)	
1960年1月	2,525 (100)	620 (24.6)	287 (11.4)	269 (10.6)	—	—	65 (2.6)	341 (13.5)	561 (22.2)	71 (2.8)	142 (5.6)	431 (17.1)	146 (5.8)	285 (11.3)	37 (1.5)	261 (10.3)	146 (5.8)	146 (5.8)	37 (1.5)	37 (1.5)	285 (11.3)	285 (11.3)	37 (1.5)	37 (1.5)	261 (10.3)	261 (10.3)	61 (2.4)	61 (2.4)	
1970年1月	8,179 (100)	2,036 (24.9)	836 (10.2)	872 (10.7)	68 (0.8)	68 (0.8)	208 (2.5)	1,272 (15.6)	1,876 (22.9)	314 (3.8)	630 (7.7)	1,114 (13.6)	537 (6.6)	578 (7.1)	89 (1.1)	690 (8.4)	537 (6.6)	537 (6.6)	89 (1.1)	89 (1.1)	578 (7.1)	578 (7.1)	89 (1.1)	89 (1.1)	690 (8.4)	690 (8.4)	157 (1.9)	157 (1.9)	
1980年1月	21,350 (100)	5,146 (24.1)	2,197 (10.3)	2,275 (10.7)	357 (1.7)	357 (1.7)	317 (1.5)	3,497 (16.4)	4,716 (22.1)	836 (3.9)	2,258 (10.6)	2,863 (13.4)	1,799 (8.4)	1,064 (5.0)	255 (1.2)	1,359 (6.4)	1,799 (8.4)	1,799 (8.4)	255 (1.2)	255 (1.2)	1,064 (5.0)	1,064 (5.0)	255 (1.2)	255 (1.2)	1,359 (6.4)	1,359 (6.4)	418 (2.0)	418 (2.0)	
1989年1月	39,449 (100)	9,324 (23.6)	3,537 (9.0)	4,510 (11.4)	632 (1.8)	632 (1.8)	585 (1.5)	6,140 (15.6)	8,543 (21.7)	1,747 (4.4)	4,874 (12.4)	5,555 (14.1)	3,600 (9.1)	1,956 (5.0)	—	2,647 (6.7)	3,600 (9.1)	3,600 (9.1)	—	—	1,956 (5.0)	1,956 (5.0)	—	—	2,647 (6.7)	2,647 (6.7)	619 (1.6)	619 (1.6)	
1990年1月	42,610 (100)	10,563 (24.8)	4,070 (9.6)	5,050 (11.9)	799 (1.9)	799 (1.9)	645 (1.5)	6,612 (15.5)	9,089 (21.3)	1,749 (4.1)	5,200 (12.2)	5,808 (13.6)	4,401 (10.3)	1,407 (3.3)	—	2,929 (6.9)	4,401 (10.3)	4,401 (10.3)	—	—	1,407 (3.3)	1,407 (3.3)	—	—	2,929 (6.9)	2,929 (6.9)	663 (1.6)	663 (1.6)	
統一ドイツ	51,885 (100)	13,849 (26.7)	4,712 (9.1)	7,721 (14.9)	785 (1.5)	785 (1.5)	632 (1.2)	7,555 (14.6)	10,692 (20.6)	1,984 (3.8)	5,889 (11.4)	6,174 (11.9)	4,616 (8.9)	1,558 (3.0)	—	4,968 (9.6)	4,616 (8.9)	4,616 (8.9)	—	—	1,558 (3.0)	1,558 (3.0)	—	—	4,968 (9.6)	4,968 (9.6)	774 (1.5)	774 (1.5)	
旧東ドイツ	5,801 (100)	2,465 (42.5)	—	—	—	—	—	—	982 (16.9)	—	292 (5.0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧西ドイツ	13,359	364	8	96	15	15	245	14	871	19	11,795	44	25	19	194	16	25	25	194	194	19	19	19	194	16	16	15	15	
1988年末	4,428	312	6	163	57	57	86	11	585	6	3,358	38	27	11	—	16	27	27	—	—	11	11	—	—	16	16	15	15	
1989年末	4,297	321	6	169	60	60	86	11	583	4	3,223	37	28	9	—	16	28	28	—	—	9	9	—	—	16	16	15	15	
1990年末	4,170	332	6	185	60	60	81	12	574	4	3,042	36	27	9	—	16	27	27	—	—	9	9	—	—	16	16	15	15	
旧東ドイツ	612	31	—	—	—	—	—	—	197	—	375	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 1. 1986年12月より、その法形態に当たって、「地方銀行およびその他の信用銀行」、「個人銀行家」、「信用協同組合」に分類されている。

2. 旧西ベルリンの子会社を含む。  
 Deutsche Bundesbank, Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975, Frankfurt am Main 1976.  
 Monatsberichte der Deutschen Bundesbank, 各号。

図 旧西ドイツの金融制度の概観



(出所) J. Stein, *Das Bankwesen in Deutschland*, Köln 1985. S.4 より作成。

動産抵当業務を行なう抵当銀行 (Hypothekenbanken), 「信用制度法」上では銀行本体で営業可能であるが投資家保護の観点から別会社になっている投資会社 (Kapitalanlagegesellschaften-日本の投信委託会社に相当), 割賦信用機関 (Teilzahlungskreditinstitute), 建築貯蓄金庫 (Bausparkassen, イギリスのビルディング・ソサエティに相当) などがある。

#### 郵便振替・貯蓄局

郵便振替・貯蓄局 (Postgiro- und Postsparkassenämter) は、当座預金の貸付限度額の大幅な引上げ, 期日指定定期や投資信託, 保険貯蓄商品, 郵便債の窓販などの追加による貯蓄機会の拡大などの事業拡大を進めようとしており, 「官業による民業の圧迫」であるという批判が出されている。

## 中央銀行

ドイツの中央銀行は、ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）である。その最大の使命は、第一次大戦後の天文学的インフレの教訓から通貨価値の擁護、この一点にある。ドイツ連邦銀行は、通貨価値安定の目標を達成するために、世界の中央銀行のなかでもとりわけ強い独立性を保持しているといわれている。

### 3. 銀行間競争の激化

大銀行、貯蓄銀行、信用協同組合は、ユニバーサル・バンクとして業務を行っているというもの、従来、大銀行は大企業との企業金融（短期金融）、証券業務とくに引き受け業務、貯蓄銀行は公衆の貯蓄預金の収集、自治体貸し付けや住宅金融（長期金融）、信用協同組合は中小企業や農業金融（短期金融）が中心であって、それぞれのグループ間には事実上、分業関係があった。

しかし、1967年の金利の自由化やその後の一連の金融の自由化によって、金融機関の間での競争が激化してきた。したがって、大銀行は、中小企業金融や消費者金融（個人への賦払信用のシェアは1968年の9.7%から90年の11.6%に上昇）、さらに長期金融への参入（住宅融資のシェアは同時期に0.3%から8.7%に上昇）、貯蓄銀行の企業金融や短期金融への参入、さらに証券業務とくに引き受け業務の拡大、信用協同組合の長期金融や組合員以外の人々との金融業務、さらに証券業務とくに引き受け業務の拡大などによって、従来の分業関係が揚棄されてきている（ドイツ連邦銀行月報）。

そして、現在では、金融機関はサービス業務の分野で、また、旧東ドイツでも金融サービスの提供という点で熾烈な競争を展開している。

このように、ユニバーサル・バンク・グループの間での競争は激化しているものの、ドイツ銀行をはじめとする大銀行の経済全体への影響力は依然として絶大である。それは、大銀行の大企業との強力な結びつき（ドイツ銀行グループには、ダイムラー・ベンツ、シーメンス、バイエルをはじめとしてドイツを代表する大企業が入っている）、金融機関への資本参加（傘下に一部の地方銀行、膨大な資金量を誇る抵当銀行、さらに投資会社、割賦信用機関、建築貯蓄金庫などを抱える）、証券業務（株式上場、増資、組織変更の取り扱い、M&Aの仲介など）の一手引き受け、大企業の資産運用の仲介、大企業への投資資金や運転資金の供給、さらに伝統的に強力な国際業務など、依然として卓越した力を持っているからにはかならない。

ユニバーサル・バンク制度というのは、前ドイツ銀行取締役会代表がみずから豪語したように「強い者がますます強くなる」制度であるといえよう。そして、次項で述べるように、大銀行は、大企業との確固たる連繫を基盤としてリテール業務にも参入しようとしている。とくに、生産保険業務への参入に際して、従来、ドイツ銀行と密接な関係にあったヨーロッパ最大の保険会社、アリアンツ保険との連携を断ち切って、保険業界の猛烈な反対を押し切って生命保険子会社を設立したことは記憶に新しい。また、このように、大銀行がリテール業務に参入することによって、従来、リテール業務を中心に行っていた貯蓄銀行や非組合員以外との金融取引を拡大してきた信用協同

組合も対応を迫られている。すなわち、巨大な力を持つ大銀行と競争して、生きのびていくために、貯蓄銀行や信用協同組合は、きめの細かい金融サービスを展開すること、また合併などによる経営の効率化をはかることを要請されているのである。

#### 4. アルフィナンツ

ドイツの大銀行は、銀行本体で銀行業務と証券業務全般を行ないながら、抵当銀行、投資会社、割賦信用機関などに資本参加して、みずからの金融業務をさらに幅広いものに行っている。ユニバーサル・バンクと呼ばれるゆえんである。それにもかかわらず、最近、ドイツの金融界でアルフィナンツ（Allfinanz-総合金融）という言葉が好んで使われている。それは、1992年のEC統合に向けた大銀行の戦略展開を端的に表現する言葉である。ドイツ銀行を例にとりて、アルフィナンツの内実を具体的にみてみよう。

ドイツ銀行は、1984年にDBコンサルタントを設立し、ドイツでいちやくM&A関連業務に進出し、87年にはドイツ最大規模の経営コンサルタント会社ロランド・ベルガーに資本参加を行なった。大銀行は、従来、建設貯蓄業務（住宅ローン）を手掛けていなかったが、ドイツ銀行は、88年にドイツ銀行建築貯蓄金庫を設立した。

このように、業務分野を広げてきているものの、アルフィナンツという言葉が使われる契機となったのは、やはり、大銀行の生命保険業務への進出である。生命保険への参入の動機は、

- ① 住宅ローンには生命保険がつきものであること、
  - ② 公衆の保険への加入がかなり増加していること、
  - ③ あらゆる金融商品をそろえて、金融ネットワークを国民経済のすみずみまで張り巡らして、収益機会を一層拡大しようとする、
- にある。

ドイツ銀行は、1989年1月に生命保険子会社であるドイツ銀行生命保険の設立を連邦保険監督局に申請し、8月に認可され、9月から業務を開始した。これらの総合的金融商品を効率的に販売すべく、個人顧客向けの投資顧問業務にも参入してきている。

その結果、従来、ドイツ銀行と密接な関係にあったアリアンツ保険は、ドイツ第二位の大銀行であるドレスナー銀行と提携することになった。そして、1991年8月、アリアンツ保険は、ドレスナー銀行の株式保有比率を引き上げて23%になったということを発表した（ドレスナー銀行は、すでにアリアンツ保険の株式の10%を保有している）。

このように、ドイツの大銀行は、国内においてあらゆる金融業務を手掛け確固たる基盤を構築すると同時に、EC統合と旧東ドイツ戦略を着々と展開している。

### Ⅲ 大銀行の旧東ドイツ・欧州戦略

#### 1. 旧東ドイツの銀行制度改革

1990年4月、旧東ドイツで銀行改革が行なわれた。それは、旧東ドイツの経済復興にとって資金の流れを整備していくことは不可欠であったからである。さらに、経済・通貨統合にともなって、ドイツ連邦銀行が旧東ドイツ地域でも金融政策を行なっていく上で従来の銀行制度では不都合だったからである。

#### 旧東ドイツ銀行制度

旧東ドイツでは、銀行と貯蓄銀行は国家の直接的な構成要素であり、政権党と政府の決定に基づいてその使命を達成しなければならなかった。「社会主義的」銀行制度は、いわゆる「民主主義的中央集権制」の原則を基礎においていた。資金、信用供与、資金の振り替えなどの国家の銀行装置への集中は、「社会主義的計画経済」の必要性に照応する信用過程の統一的計画と管理、統制を可能にした。旧東ドイツには、従来、旧東ドイツ国立銀行（中央銀行）、農業・食糧銀行、ドイツ外国貿易銀行、ドイツ貿易銀行、貯蓄銀行、信用協同組合の銀行グループがあった。

従来の旧東ドイツの銀行制度はきわめて簡単なものであった。旧東ドイツの貯蓄は196の貯蓄銀行によって幅広く集められ、実質金利はすべて3.25%であった。融資は国立銀行を通じてほとんどすべて企業に行なわれ、そのコストは4～5%であった。

旧東ドイツでは経済の活性化の一環として、すでに1968年に金融政策を担当する国立銀行（中央銀行）と商業銀行を分離していた。しかし、74年には他の「社会主義国」と同じように、再び、中央銀行集中主義に戻された。

従来、旧東ドイツの銀行は、自由市場で通例となっているような方法で、自己責任に基づいてすべての銀行業務を営むことが認められていなかった。その代わり、個々の銀行に特有な機能を分割し、中央集中的な産業立地、統制、清算制度のそれぞれの部分を担当させた。かくして、個人のほぼすべての金融資産、主として、貯蓄預金と貯蓄預金振り替え口座勘定は、貯蓄銀行と信用協同組合に集中され、順次、これらの資金は旧東ドイツ国立銀行に回さなければならなかった。

そして、国内企業との金融業務は、主として国立銀行によって行なわれた。しかし、1990年4月のドイツ信用銀行の設立によって、この種の業務は、国立銀行からかなりのリファイナンス権限を引き継いだこの新しい金融機関に移行したのである。国立銀行自体は、経済・通貨統合以降、純粋に「マネー・マーケット・バンク」となった。この銀行は、一方では、公衆の預金を持っている貯蓄銀行と協同組合、他方では、個人との本来的な預金業務をほとんど行なわず、信用業務のための資金を国立銀行に負ってきた（90年4月から）ドイツ信用銀行との間を仲介した（Jürgen Stein, *Banken-System der DDR vor dem Umbruch*, "Die Bank", 2/1990）。

## 旧東ドイツの銀行制度改革

1990年4月1日の銀行制度改革によって旧東ドイツに市場経済が導入され、国立銀行がふたつの部分、すなわち独立した中央銀行と商業銀行部分を引き受ける株式会社方式のドイツ信用銀行に分割された。従来、3,000億旧東ドイツ・マルクにのぼる旧東ドイツの全銀行の信用業務の55～60%をこの金融機関が一手に取り扱っていた。しかし、旧国立銀行のこの部分は、貯蓄銀行と信用協同組合と同じようにはじめから困難さを抱えていた。ドイツ・マルクの導入と差し迫る外国銀行の旧東ドイツ進出への認可は、旧東ドイツの金融経済に大きな課題を突き付けたのである。

旧東ドイツの銀行は、西側銀行の非常に強力な競争に対抗していく上で、近代的な銀行業務についての知識が欠如しているのできわめて不利な状態にあった。新規に近代的な銀行業務を始める際に、経済・通貨統合によって直ちに貯蓄預金業務とドイツ・マルク融資業務を行なうことはできるが、旧債務を持つ旧東ドイツの金融機関はそれに苦しめられることになったのである（Deutsche Bundesbank, Auszüge aus Presseartikeln, 26, März 1990）。

## 2. 旧西ドイツ大手銀行の旧東ドイツ戦略

1990年4月1日の銀行制度改革によって旧東ドイツに市場経済が導入された。旧東ドイツの金融機関の数は、信用協同組合が最も多く、それに貯蓄銀行が続いている。しかし、使用総資本は、信用銀行が最も多く全体の42.5%を占めている。これは、経済・通貨統合を前後して旧西ドイツの商業銀行が大挙して旧東ドイツに進出したことによるものである。

「第一国家条約」によって、ドイツ連邦銀行は経済・通貨統合以降、旧東ドイツ地域に設けた15の管理事務所を通じて中央銀行の金融政策を行なった。商業銀行も経済・通貨統合までは一切の銀行業務が禁止されていたので、それまでは駐在員事務所の開設、7月1日以降は支店に昇格させて銀行業務を展開した。

### ドイツ銀行

旧東ドイツへの進出は三本立てで進められてきた。旧東ベルリン市内には、ドイツ信用銀行との合弁であるドイッチェバンク・クレディートバンクが本店とアレキサンダー広場に支店を設置し、その他、旧西ベルリン経済特別法の関係から100%子会社にしてきたドイツ銀行ベルリンが支店を設置した。その他、本体の支店も設置された。ドイツ信用銀行のうちドイツ銀行との合弁銀行の傘下に入ったのは全店舗の約三分の二であった。残りはドレスナー銀行との合弁銀行を作った。

1990年7月にドイツ銀行は、ドイッチェバンク・クレディートバンクの増資を全額引き受けて出資比率を49%から84.7%に上げた。この増資は、ドイッチェバンク・クレディートバンクの名目株式資本を3億5,000万マルク引上げて5億マルクとし、これをドイツ銀行は実質倍額で全株引き受けてドイッチェバンク・クレディートバンクの実質自己資本を10億マルク強とするという形で実施された。そして、90年末にドイツ銀行本体がこの合弁銀行を吸収した。

1991年初頭のドイツ銀行の旧東ドイツにおける貸付額は96億マルク、預金は137億マルク、顧客

は54万人、支店数は156、従業員数9,200人（うち旧東ドイツから7,500人）である。

#### **ドレスナー銀行**

ドイツ信用銀行の三分の一、75の店舗との合併でドレスナーバンク・クレディートバンクを設立し、この本店を創業の地ドレスデンにおいた。この合併銀行への出資比率は49%であったが、1990年8月に資本金を1億5,000万マルクから5億マルクに増資して、新株の額面の倍額で引受けて85%に上げた。そして、91年中にドレスナー銀行本体が吸収することになっている。

1991年初頭のドレスナー銀行の旧東ドイツにおける貸付額は76億マルク、預金は124億マルク、顧客は57万人（ドイツ銀行を上回っている）、支店数は125、従業員数4,700人（うち旧東ドイツから3,500人）である。

#### **コメルツ銀行**

ドイツ銀行とドレスナー銀行がドイツ信用銀行との合併銀行を設立し、その店舗網と行員を引き継いだのに対して、コメルツ銀行は自前の店舗網を構築している。それは、旧東ドイツに進出するには、西のイメージを強く押し出せる単独進出の方が得策であると判断したためであるといわれている。

1991年初頭のコメルツ銀行の旧東ドイツにおける貸付額は20億マルク、預金は30億マルク、顧客は15万人、支店数は60、従業員数960人（うち旧東ドイツから290人）である。

#### **貯蓄銀行中央振替銀行**

西ドイツ銀行は旧東ドイツのドイツ外国貿易銀行との合併銀行を設立し、旧東ドイツに10か所の店舗を設け、旧東ドイツの企業と地方公共団体への貸付と同様に、東欧との輸出金融をも手掛けている。

バイエルン中央振替銀行は、すでに旧東ドイツに5支店を設置しているが、バイエルン州に隣接する旧東ドイツのザクセン州内の貯蓄銀行の上部機関となり、貯蓄銀行から証券投資や国際業務を引受けることを狙っている。

### **3. 旧西ドイツ大手銀行の最近の欧州戦略**

このように、ドイツ大手銀行は国内でありとあらゆる金融業務を手掛けながら、積極的な旧東ドイツ戦略を展開している。さらに、ECの市場統合を目指した動きも活発化している。最近の特徴的な動きをみてみよう（従来の動向については、拙著『ヨーロッパバンキング』有斐閣、1990年、を参照されたい）。

西ドイツ銀行は、イギリス銀行持株会社スタンダード・チャータードとの資本・業務提携を進めている。これによって、店舗移管と相互乗り入れ、投資銀行業務での合併など広範な協力関係を構築していくことになっている。

コメルツ銀行は、長年の懸案であった株式の相互持ち合いを実現すべく、フランスのクレディ・リヨネの株式の7%を、また、クレディ・リヨネがコメルツ銀行の株式の10%を取得することで合

意した。今後、東欧圏を含む欧州の広範な地域でリテール業務を共同で拡大していくことになっている。

ドレスナー銀行は、フランスのパリ国立銀行と商業銀行業務を中心に東欧圏での合併事業や監査役の相互派遣などで提携していたが、株式の相互持ち合いにまでこの提携を強化する方針を明らかにした。

ドイツ銀行は、すでに、イギリスのモルガン・グレンフェル、イタリアのバンカ・ダメリカ・エ・ディタリア、スペインのバンコ・コメルシアル・トランスアトランティコなどの子会社を通じて積極的な欧州戦略を展開している。

今後、ドイツ国内での金融機関の競争と金融再編が進展していくと同時に、欧州規模での金融の再編成と銀行間の提携が進んでいくものと思われる。

### むすびにかえて

1990年10月3日、ついに東西ドイツの統一が実現した。旧西ドイツの金融と経済の勉強を始めてから十数年、私の生きているうちに「ベルリンの壁」が開放され東西ドイツ統一が実現することはないと思ってきた。しかし、世界史が動く時というのは実に早いものである。数十年かかるはずの動きが、「ベルリンの壁」の開放から統一というわずか11か月間に集約されたのである。

何故この「ベルリンの壁」が開放され東西ドイツ統一が実現したのかということ进行を明らかにするためには、政治、経済、文化、環境など様々な側面からの分析を行わなければならない。しかし、下記の主張はきわめて示唆的である。

『東ドイツ国民が、自分の属していた国家を「見捨てる」に至った最大の理由は、平均寿命が西ドイツよりも、1985年現在すでに3歳短くなったことである。東ドイツの国民が、人間の本性ともいうべき「長生き」を望むかぎり、いかなる犠牲をはらっても自国を「見捨て」、西ドイツに移り住む以外に選択の余地がない状態に追い込まれたからである。

同じ人種、同じ歴史、伝統、風俗、習慣を共にしながら、体制の違いだけで平均寿命に3歳という大きな違いが生じたその原因は、経済危機の深刻化にかぎらず、「公害」を含め、あらゆる面で生活状態の悪化を激しく意識せざるを得ない状況が、「東ドイツ国家」によって強制されたからに他ならない。

今日の東ドイツの危機的な状況は、まさしく東ドイツ国民が、「国家を見捨てた」状態から生れたものであり、国民に「見捨てられた」国家は、自動的に消滅の運命を迎えざるを得ない」（長谷川慶太郎「第二次大戦の勝負は逆転した—45年目の『ドイツ問題』と『ソ連問題』」『will』1990年9月号）。

「第一国家条約」に基づいて、ドイツ連邦銀行は経済・通貨統合以降、旧東ドイツ地域で中央銀行の金融政策を行なった。商業銀行も経済・通貨統合以降、積極的に銀行業務を展開した。まさに、



旧東ドイツが「社会主義」から「資本主義」への転換する道を歩み始めるやいなや、「資本主義」の先兵である銀行が旧東ドイツに殺到することになったのである（『日経金融新聞』1990年6月27日付）。

東西ドイツの統一以来、旧東ドイツの企業倒産や失業は深刻さを増した。しかし、この倒産・失業の激化は、東西ドイツ統一の「生みの苦しみ」である。いずれ、旧東ドイツ地域の復興が行なわれて、旧東ドイツ地域の市民の生活水準が上昇していくことは明らかである。問題は、いかにそれまでの期間を可能な限り短くし、犠牲と負担を軽減していくかということである。

（財団法人日本証券経済研究所研究員）